

報告事項2

安城市国民健康保険運営協議会委員募集要項

1 趣旨

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、被保険者、医療関係者、公益及び被用者保険等保険者を代表する委員により審議し、市長への答申などを行います。

この運営協議会委員のうち、被保険者代表について、市民の皆様から募集します。

2 募集人数 2人

3 応募期間 令和6年2月7日（水）から2月22日（木）まで

4 応募要件等

項目	内容
応募資格	次の要件をすべて満たす人 ・本市に在住する人で、応募日現在で満20歳以上70歳以下の人 ・現在及び任期の間、本市国民健康保険の被保険者である見込みの人 ・過去1年以上継続して本市国民健康保険の被保険者である人 ・本市の議員でない人 ・応募時点で本市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない人 ・平日昼間の会議に出席できる人
任期	令和6年5月15日から令和9年5月14日まで
会議開催	年2～3回（平日昼間）
報酬	会議の出席1回につき7,500円 ※変更となる場合があります。

報告事項2

5 応募方法

別紙「安城市国民健康保険運営協議会委員応募用紙」に必要事項をご記入の上、「応募の動機」と「国民健康保険に関すること」について400～800字程度にまとめた作文を添えて、下記の方法により提出してください。

(応募用紙は国保年金課で配布。市公式ウェブサイトからもダウンロード可)

項目	内容
持参の場合	安城市役所 国保年金課 国保係 (本庁舎1階 9番窓口) (土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付)
郵送の場合	〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市国保年金課国保係宛て (最終日当日の消印のあるものまで有効)
FAXの場合	0566-76-1112 (最終日午後5時15分まで受付)
Eメールの場合	kokuho@city.anjo.lg.jp (最終日午後5時15分まで受付)

6 選考方法

- (1) 書類審査 (1次)
- (2) 面接審査 (2次)

書類審査通過者に対し実施します。面接日時及び結果は、後日、本人宛てに通知します。

7 その他

- (1) 応募いただいた書類はお返しできませんので、ご了承ください。
- (2) 応募に関して要する費用は、すべて応募者負担となります。
- (3) 委員になられた方は、市公式ウェブサイトに氏名を公表させていただきます。

【問合せ先】

安城市福祉部国保年金課国保係 電話0566-71-2230 (直通)